

法定後見制度の流れ

申立て

家庭裁判所で手続き案内を受けます。申立書や医師の診断書等必要な書類を用意し、家庭裁判所に提出します。※注1

調査・鑑定

家庭裁判所が、申立人・後見人候補者等に事情を尋ねたり、本人の意思を確認したりします。必要があるときは、本人の判断能力について鑑定が行われます。

審理・審判

調査や鑑定が終了すると、家庭裁判所は後見等の開始の審判をし、併せて後見人等を選任します。本人、申立人、成年後見人等に審判書が送られてきます。

登記

成年後見人等が審判書を受け取ってから2週間以内に不服申立てがされなければ、審判が確定し、その内容が登記されます。登記が済むと家庭裁判所から登記番号が通知されます。

後見事務

家庭裁判所で指導を受けたとおり、本人の財産を預かり、収入や支出を記録し、生活の様子に気を配ります。家庭裁判所から求められたときには、期限までに報告をします。最初の報告は審判確定後一ヶ月以内に提出する「財産目録」と「年間収支予定」です。※注2

後見終了

本人が亡くなったときや、本人の判断能力が回復したときには後見は終了します。家庭裁判所に終了の連絡をし、亡くなった場合には相続人等に財産を引渡し、家庭裁判所に後見事務終了報告書を提出します。

- ※注1 申立ては、原則本人の住所地を管轄する家庭裁判所にて行います。
申立てをできる人は、本人・配偶者・4親等内の親族等です。
また、申立てをするには、申立書の他に、本人の戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、家庭裁判所所定の診断書や本人に関する各種資料等が必要です。
後見人等候補者がいる場合には、候補者についての説明書なども必要です。
申立てに必要な費用は、収入印紙・切手代で6千円～8千円程度です。
この他に、医師による鑑定費用が必要になる場合もあります。
- ※注2 成年後見人等は、財産目録を家庭裁判所に提出するまでは、原則として後見事務をすることができません。